

重要事項説明書
共生型地域密着型通所介護

インクルーシブデイサービス ippo
株式会社 IPPO

重 要 事 項 説 明 書(地域密着型通所介護)

あなたが利用しようと考えている指定地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「座間市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年4月1日施行)」の規定に基づき、指定地域密着型通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社 IPPO
代 表 者 氏 名	井口 幸代子
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	座間市ひばりが丘 5-10-14 TEL:046-240-6108 FAX:046-240-6109 MAIL: step.ippo.co@gmail.com
法人設立年月日	令和 6 年 5 月 14 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	インクルーシブデイサービス ippo
介護保険指定 事業所番号	1494100264
事業所所在地	〒252-0011 神奈川県座間市相武台 3 丁目 42-58 グリーンコート相武 1F
連 絡 先 相談担当者名	TEL:046-240-6108 FAX:046-240-6109 MAIL: step.ippo.co@gmail.com 管理者 井口 幸代子
事業所の通常の 事業の実施地域	座間市 ※その他近隣地域については応相談
利 用 定 員	定員 10 名
併設サービス	放課後等デイサービス

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	インクルーシブデイサービス ippo が実施する共生型地域密着型通所介護事業は、要介護または要支援状態にある高齢者等に対し、レクリエーション、食事、日常生活支援及び機能訓練等を適切に提供することにより、自立した在宅生活の継続と心身機能の維持・回復を図り、併せて社会的孤立感の解消及び利用者並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とするものである。
運営の方針	1 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護及び機能訓練を行う。 2 サービス提供にあたっては懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービス内容についてわかりやすく説明するものとする。 3 事業の実施にあたっては、介護技術の進歩に対応し、関係機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努める。 • 「世代を超えて、支え合い学び合う場所」 • 「介護と療育をつなぎ、家族と地域を支える拠点」 として事業を推進してまいります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	① 月曜日から金曜日 13:00~17:30 ② 土曜日、長期休暇 9:30~16:30 ただし祝日及び夏期(8月13日~8月16日) 年末年始(12月29日~1月3日)を除く
-----------	---

(4) サービス提供時間

サービス提供時間	① 月曜日から金曜日 13:30~17:00 ② 土曜日、長期休暇 10:00~16:00
----------	---

(5) 事業所の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。 5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。	1 名 (常勤 1 名 生活相談員と兼務)
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	3 名 (常勤 2 名のうち 1 名管理者兼務、 非常勤 1 名)
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	規定に準ずる人数
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	3 名 (常勤 1 名 非常勤 2 名)
機能訓練 指導員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名 (非常勤 1 名)

※管理者が生活相談員を兼務しています。サービス提供時間内は生活相談員として従事し、時間外は管理者業務を行う体制としています。

3 提供するサービスの内容

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
地域密着型通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 2 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換等を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
毎日の健康チェック(検温・血圧測定等)を行い体調の変化にいち早く気づき、必要に応じてご家族や医療機関と連携いたします。		
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 季節の行事や創作活動、軽い運動などを通して、心身の活性化や交流を楽しんでいただきます。ご自身のペースでご参加いただけます。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
相談支援	日々の生活に関する不安や困りごとについて、生活相談員が丁寧にお話を伺います。必要に応じて関係機関との調整も行い、安心した暮らしを支援いたします。	

その他	創作活動等・放課後等デイサービス利用児童との相互交流	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動や調理活動、リフレッシュ時間の提供、放課後等デイサービス利用児童との自然な交流の場を提供します。 共に支え合う雰囲気の中でポジティブな相互作用が生まれるよう、環境設定を行います。
ご利用にあたっては、個々のご希望や体調に合わせた支援を大切にしています。どうぞ安心してご利用ください。		

(2) 共生型地域密着型通所介護事業所の特色について

○多世代交流による相乗効果

高齢者と子どもが同じ空間で過ごすことで、自然な交流が生まれる。

高齢者にとっては「子どもと関わることで生きがい・役割感」が得られる。

子どもにとっては「人生経験豊かな大人との関わり」が、社会性や思いやりを育むきっかけになる。

○地域資源の有効活用

一つの拠点で「介護」と「療育・発達支援」を提供できるため、地域の限られた人材・施設を効率的に活用できる。

行政や地域住民からも「地域づくりの拠点」として認識されやすい。

○利用者・家族の利便性向上

高齢者と子ども、異なる世代のケアを同じ事業所で受けられるため、送迎・連絡・相談の負担が軽減される。

家族の「介護」と「育児・療育」の両立を支える場になり得る。

○人材育成・スタッフのスキルアップ

介護職員と児童指導員が互いの専門性を学び合える環境になる。

高齢者支援と障害児支援、双方の視点を持つ職員が育ちやすい。

多職種連携が自然に実現し、サービスの幅が広がる。

○孤立防止・地域共生社会の推進

「高齢者だけ」「子どもだけ」と分けないことが、孤立感の解消につながる。

共生型は「地域の誰もが役割を持ち、ともに暮らせる社会」を具現化するモデルとなる。

(3) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4)介護保険サービスで提供するサービスの単位数について

サービス提供時間		3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満
事業所区分 要介護度		基本単位	基本単位	基本単位
地域密着型	要介護1	416	436	657
	要介護2	478	501	776
	要介護3	540	566	896
	要介護4	600	629	1,013
	要介護5	663	695	1,134
		6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	8時間以上9時間未満
		基本単位	基本単位	基本単位
	要介護1	678	753	783
	要介護2	801	890	925
	要介護3	925	1,032	1,072
	要介護4	1,049	1,172	1,220
	要介護5	1,172	1,312	1,365

- ※ 当事業所は共生型地域密着型通所介護事業所のため、基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、90/100 となります。
- ※ 単位数に 10.45 を乗じた数が費用の額となります（座間市：5 級地 地域単価 10.45 円）。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

- ※ 9 時間以上のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合は、延長加算として下記が追加されます。
 通算時間が、9 時間以上 10 時間未満の場合、50 単位
 10 時間以上 11 時間未満の場合、100 単位
 11 時間以上 12 時間未満の場合、150 単位
 12 時間以上 13 時間未満の場合、200 単位
 13 時間以上 14 時間未満の場合、250 単位
- ※ 2 時間以上 3 時間未満のサービス提供を行う場合は、所定単位数の 70/100 に相当する単位数を算定します。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は地域密着型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1 日に付き 94 単位が減算されます。
 同一の建物とは、指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき 47 単位が減算されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも 5% 以上減少している場合は、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 3% に相当する単位数が加算されます。
- ※ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、1 単位が減算されます。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、1 単位が減算されます。

(2) 加算単位

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（1 月につき）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（介護報酬総単位数×1×9.2%）×2×10.45

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（介護報酬総単位数×1×9.0%）×2×10.45

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（介護報酬総単位数×1×8.0%）×2×10.45

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（介護報酬総単位数×1×6.4%）×2×10.45

※ 1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※ 2 1 単位未満の端数四捨五入

4 その他の費用について

① 食事代	建て替え実費
② おやつ代	1 回 100 円
③ おむつ等	パット使用時:1 枚 50 円 リハビリパンツ:1 枚 150 円 マスク:1 枚 50 円 防水シート:1 枚 55 円 衛生収納袋:1 枚 10 円

《区域外送迎に関する規定》

当事業所では、通常の送迎区域を以下のとおり定めます。

【通常送迎区域】座間市内

通常送迎区域を超える送迎を希望される場合は、以下のとおり実費負担をお願いしております。

※区域外送迎加算

通常送迎区域を超える部分について、
片道 1km あたり 30 円(税込)を追加で申し受けます。

距離の算定は、事業所を基点とし、市境からご自宅所在地までの区間距を Google マップ等の地図アプリにより最短経路を基準として行います。

送迎加算料金は、実際の送迎距離に応じて月ごとに集計し、利用料と併せて請求いたします。

区域外送迎の実施可否および経路は、安全性・運行効率等を踏まえて事前に協議のうえ決定いたします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け(手渡しまたは郵送)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の方法によりお支払い下さい。 ○現金支払い イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

- (6) 利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにしてください。

7 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護や虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- ①虐待の防止に関する責任者を選定しています。

虐待の防止に関する責任者	管理者 井口幸代子
--------------	-----------

- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催しています。また、結果を従業者へ周知しています。

- ③虐待の防止のための指針を整備しています。

- ④苦情解決体制を整備しています。

- ⑤従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的(年1回以上)実施しています。

- ⑥成年後見制度の利用を支援します。以下※参照。

- ⑦その他虐待の防止のための必要な措置を講じます。

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを座間市に通報します。

※虐待防止及び権利擁護に関する事項

当事業所では、利用者一人ひとりの人格と尊厳を尊重し、心身の安全を守ることを最優先としています。

職員による虐待、または利用者間における身体的・心理的な暴力、金銭トラブルなどを防止するため、虐待防止委員会を設置し、職員研修や相談体制の整備を行っています。

また、利用者の権利を適切に守るために、本人の意思を尊重しつつ、必要に応じて成年後見制度などの権利擁護制度の活用を支援します。

成年後見制度とは、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や契約行為を本人に代わって行い、安心して生活を続けられるよう支援する制度です。

当事業所では、本人やご家族からの相談に応じて、地域包括支援センターや市町村の権利擁護担当部署と連携し、後見制度の利用を含めた適切な支援を行います。

虐待や不適切な対応を発見した場合は、速やかに管理者および関係機関へ報告・相談し、再発防止に努めます。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れのある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・養護者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組み(研修の実施等)を積極的に行っています。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 事業所の継続的な人材育成への取り組みについて

- ・当事業所では、「共に生きる地域づくり」を理念に掲げ、子どもから高齢者までが安心して関われる支援体制を目指しています。
- ・職員研修は、介護技術・障害福祉・発達支援・感染症対策・認知症ケア・防災対応など、幅広い分野で年間計画に基づき実施しています。
- ・サービスの質の維持・向上を目的に、第三者評価(外部評価)の受審を予定しており、評価結果をもとに事業運営の改善に努めてまいります。

11 事業所利用にあたってのお願い・注意事項

事業所の設備・器具の利用

- ・職員に申し出ていただき、安全に使用できる場合は、自由にご利用できます。
- ・宗教活動・政治活動・事業所内及送迎車内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・ペットの同行 ・ペットを同行することはご遠慮ください。
- ・その他 ・故意又は過失により事業所に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

12 事業所との契約を解約及び終了していただく場合(契約の解約・終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は解約・終了していただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は当該サービス区分に該当しないものと判定された場合
- ③ ご利用者が介護老人福祉施設に入所された場合
- ④ 法人が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖又は縮小した場合
- ⑤ 事業所の滅失や重大な毀損によりご利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご利用者から契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑧ 事業所から契約解除の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1)ご利用者からの契約の解除の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所に契約の解除を申し出ることができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除することができます。

- ① 事業所もしくは職員が正当な理由なくこの契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業所もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業所もしくは職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・名誉・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続し難い重大な事由が認められた場合
- ④ 他のご利用者のご利用者の身体・財産・名誉・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合
- ⑤ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

(2)事業所からの申し出により契約の解除をしていただく場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解除していただくことがあります。

- ① ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3カ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ③ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、故意又は重大な過失により、事業所又は職員もしくは他のご利用者の生命・身体・財産・名誉・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、事業所又は職員もしくは他の利用者に対して、迷惑行為やハラスメント行為を繰り返す等、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑤ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、契約のいずれかの条項に違反することによって、事業者、サービス従業者及び他の利用者等に対して、この契約を継続し難いほどの違反行為を行った場合。
- ⑥ やむを得ない事情により事業所を閉鎖または縮小する場合

※ハラスメント行為とは、下記のア～エに示す通り他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。また、メールやSNS等のコミュニケーションツールの使用も含む。

ア 身体的暴力:身体的な力で危害を及ぼす行為、またその恐れのある行為(相手に物を投げる、唾を吐く、殴る蹴る等)

イ 精神的暴力:人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為(大声を出す・怒鳴る、威圧的な態度、過剰なサービスを要求・強要する等)

ウ セクシャルハラスメント:性的な嫌がらせ行為(必要もなく体に触る、性的な話をする、好意的な態度を要求する等)

エ カスタマーハラスメント:不当な要求で業務を妨害すること(執拗な言動を繰り返す、業務の支障をきたす長電話、土下座の強要等)

13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】	医療機関名 医療法人健理会 たかはしクリニック 所在地 座間市相武台3丁目42番51号 それいゆ相武台1F 電話番号 046-257-7737
-----------------	--

【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 座間市介護保険課	所 在 地 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 電話番号 046-252-7719 月曜日～金曜日 9:00～17:00
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所 在 地 電話番号 担当介護支援専門員
【神奈川県 of 窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所 在 地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3400 月曜日～金曜日 9:00～17:00

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	保 險 名	福祉事業者総合賠償責任保険
	補償の概要	業務遂行上の過失により利用者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。 自然・通念上一般に起こりうる怪我等の補償は対象外となります。

15 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 非常災害対策について

- ①当事業所では、火災・地震・風水害・感染症など、さまざまな非常災害に備え、「非常災害時対応マニュアル」を整備しています。マニュアルには初期対応、避難誘導、通報・救護の手順を定め、全職員が迅速に対応できるよう体制を整えています。
- ②避難訓練は年2回実施しており、利用者の安全確保を最優先に、避難経路や集合場所の確認、通報手順などを職員間で共有しています。訓練は利用者の年齢や特性に配慮して行い、災害時にも落ち着いて避難行動がとれるよう支援しています。
- ③また、全職員を対象に防災研修や災害対応に関する教育を行い、災害発生時の判断力と行動力を高めています。新任職員も入職時に防災対応を学び、全員が共通の理解を持って行動できるようにしています。
- ④非常時には、利用者・ご家族・関係機関(市役所、消防、医療機関等)との連絡体制を確保し、情報共有を速やかに行います。緊急連絡先は職員間で共有し、速やかな支援が行えるようにしています。
- ⑤当事業所では、飲料水・非常食・簡易トイレ・毛布・懐中電灯・発電機などの備蓄を行い、定期的に点検・更新しています。これにより、災害時にも安心して過ごせる環境を整えています。
- ⑥さらに、災害発生時にもサービスを継続できるよう「事業継続計画(BCP)」を策定しています。BCPに基づき、災害後の利用再開、職員確保、関係機関との連携を定期的に確認し、計画の見直しと訓練を実施しています。

災害対策に関する責任者は、管理者の井口幸代子です。防災担当者を中心に、職員全体で安全管理体制の強化と見直しを継続しています。

19 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。
- (2) 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催しています。また、結果に従業者に周知しています。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています。

20 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めています。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催しています。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表しています。

21 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」と言います。）を策定しています。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直し及び変更を行っています。

22 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

■ 苦情を受け付けた場合、苦情内容を苦情処理受付簿に記録し、事業所で定めた手順に基づき迅速に対応する。

【苦情原因の把握】

直ちに担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに 担当職員からも事情を確認する。

【検討会の開催】

苦情内容は苦情解決責任者に報告するとともに、担当者が必要であると判断した場合は、関係職員で検討会議を行い対応策を協議する。

【対応策の実施】

検討結果を踏まえ、必ず翌日までに利用者に対応策を説明して同意を得、改善を行うなど愚弟的な対応をする。改善を実施後は改善状況を確認する(損害賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う)

【再発防止の取り組み】

同様の苦情が起こらないよう苦情処理の内容をパソコンのデータベースに記録し、従業者へ周知するとともに、研修を通じて再発防止に努めサービスの質の向上を目指す。

【解決困難な場合の対応】

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。解決できない場合は保険者と協議し国保連への連絡も検討する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 座間市相武台 3 丁目 42-58 グリーンコート相武 1F 電話番号 046-240-6108 ファックス番号 046-240-6109 受付時間 月曜～土曜 9:00-18:00
【市町村(保険者)の窓口】 介護保険課	所在地 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号 電話番号 046-252-7719 月曜日～金曜日 9:00～17:00
【神奈川県 of 窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3400 月曜日～金曜日 9:00～17:00

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「座間市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年4月1日施行）」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	座間市相武台 3 丁目 42-58 グリーンコート相武 1F
	法人名	株式会社 IPPO
	代表者名	井口 幸代子 印
	事業所名	インクルーシブデイサービス ippo
	説明者氏名	井口 幸代子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	続柄: